



ださい。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 4 月 18 日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
( <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16 点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40 点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
    - ③ 語学力 16 点
    - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	治水に関連する組織強化に係る各種
-----------	------------------

	調査
対象国及び類似地域	パキスタン及び南アジア
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

パキスタンは、洪水、土砂災害、地震等の自然災害多発国である。特に、当国中央部を流れるインダス川及びその支川では、モンスーン期の豪雨による洪水発生頻度が高く、多大な経済損失により当国社会に負の影響を与えている。2010年及び2022年に発生した洪水による被害は特に甚大であった。特に、2010年洪水では被災者2,000万人以上、死者数1,900人以上、倒壊家屋約160万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊等、約100億ドルに及ぶ大規模な被害が発生した（Federal Flood Commission、2010）。当国政府は大規模被害が発生した要因をインダス川本川堤防の決壊と分析している。また、2022年洪水では被災者3,300万人以上、死者数1,700人以上、被害家屋約200万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊等、損害額は計152億ドルに及ぶ大規模な被害が発生した（パキスタン災害後ニーズ確認調査報告書、2022年）。

当国政府は、これら洪水の激甚化・頻発化の現状を踏まえ、連邦洪水委員会（Federal Flood Commission。以下「FFC」という。）を中心に、2015/16年度から2024/25年度を計画期間とする第四期国家洪水計画（National Flood Protection Plan- IV。以下「NFPP-IV」という。）において、河川構造物の改修・補強を優先的に行うとしている。また、2022年洪水後、当国政府が実施した災害後ニーズ確認調査（Post Disaster Need Assessment。以下「PDNA」という。）及び2023年1月発表の復興支援計画（Pakistan Floods 2022: Resilient Recovery, Rehabilitation, and Reconstruction Framework（4RF））でも堤防の安全性確保を必要性が高い事業として位置付けられている。

その一方で、これら治水事業は各州政府の灌漑局（Provincial Irrigation Department。以下「PID」という。）において独自に実施されていることから、FFCが現状の治水安全度の把握や州間の調整を図ることができず、中央政府として国土全体の治水を俯瞰的観点に見た事業方針を打ち出すことができていない。また、各治水事業はFFCから連邦政府内の水資源省（Ministry of Water

Resources。以下「MoWR」という。)及び計画開発省 (Ministry of Planning, Development and Spatial Initiative。以下「MoPS」という。)から事業承認を受け予算配分される仕組みであるが、パキスタン国内の治水投資の規模は依然として低く、事業実施に必要な予算が割り当てられていない。

かかる状況を受け、FFC は堤防の改修・補強を安定的に行っていくために必要になる関係省庁との調整機能の強化を目的とした「治水インフラ整備促進に向けた治水関連機関の能力向上プロジェクト」(以下、「本事業」という。)を我が国に要請した。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他調査団員、JICA 職員等と協議・調整し、特に、治水事業実施促進団員が分析する治水事業の整備促進に向けた課題に対して必要となる技術的要素(例:被害の形態の調査、必要な治水対策(主に堤防)の計画・設計・維持管理、事業効果分析)を分析・特定し、本事業で検討が必要な具体的作業項目の絞り込み並びに適正な作業量及び検討内容の精査を行う。なお、本調査期間中でパキスタン国政府と確認した内容を協議議事録にて確認する予定であり、その協議等の支援を行う。また、本業務従事者は、担当分野に係る調査事項の取りまとめ資料の作成を支援する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務 (2025 年 5 月中旬)

- ① パキスタン側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA 防災・復興グローバルアジェンダを理解する。また、パキスタン国内における過去の災害、JICA で実施している防災案件の情報について確認する。
- ② JICA 地球環境部防災グループ等との打合せ(対処方針会議等)に参加する。
- ③ 担当分野について、要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資

料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、パキスタン側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。

- ④ 担当分野の調査工程(案)及び本体調査の枠組み(案)を検討し、現地渡航前に JICA に提出し、その内容を協議し、決定する。特に(2)③に先立ち、収集情報リストを作成し、JICA と協議する。
- ⑤ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。

(2) 現地業務(2025年5月中旬~2025年6月中旬)

- ① JICA パキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② パキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状把握と分析を行う。なお、以下作業については、本体プロジェクトにおいて促進が必要となる治水対策(主に堤防)を中心とした構想イメージを持って収集することとする。具体的には以下のとおり。
  - ア) 治水事業実施促進団員が分析する当国の治水事業の整備促進に向けた FFC とその関係機関間の意思疎通や予算要求、事業承認メカニズムなどの過程における課題の解決に向けて必要となる FFC の人材のあり方を行政的要素と技術的要素の観点から分析する。
  - イ) 上記ア)で分析した技術的側面に関する FFC の能力を分析する。
  - ウ) パキスタンにおける治水対策に係る各ドナーの支援実績・内容を整理する。
- ④ 担当分野に係る本体技術協力事業の協力枠組み(案)、実施手法(案)、投入規模(案)、先方政府負担事項(案)の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に関し、本体技術協力事業で想定される現地再委託による作業(案)の特定及び現地再委託の TOR 検討並びに現地コンサルタントに関する情報収集(組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等)を行う。
- ⑥ 担当分野に関する先方政府説明資料作成を行う。また、担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。

- ⑦ 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）を作成する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パキスタン事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2025 年 6 月中旬～2025 年 6 月下旬）

- ① 担当分野における PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2025 年 6 月 30 日（月）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 5 月 22 日～6 月 10 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と 2 週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 治水事業実施促進 (JICA が別途契約するコンサルタント)

エ) 治水対策 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部から配付しますので、[gegdm@jica.go.jp](mailto:gegdm@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

・パキスタン国洪水管理アドバイザー報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上